

第 2 2 号議案

中野区旅館業法施行条例及び中野区住宅宿泊事業の適正な実施
の確保に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

食品衛生法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区旅館業法施行条例及び中野区住宅宿泊事業の適正な実施
の確保に関する条例の一部を改正する条例

(中野区旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 中野区旅館業法施行条例(平成24年中野区条例第11号)
の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「第51条に規定する」を「第54条に規定する
条例で定める」に改める。

(中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部改
正)

第2条 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例(平成
30年中野区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第51条」を「第54条」に、「第52条第1項」
を「第55条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。